第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年11月1日
担　当　課	子ども未来応援課 児童給付担当室

契約業者名･住所	株式会社アイネス　営業本部　本部長　渡邊 聖志 （東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目３８番１１号）
工事等の名称	令和8年度児童手当大量出力業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種　別	業務委託
工事等期間	令和8年5月13日から令和9年3月31日まで
契約金額	１，９５６，１７６円
工事等の概要	令和８年度児童手当各種帳票出力・加工等
随意契約の理由	福祉業務の電算処理に係る業務を民間業者に委託するにあたっては、作業の正確性、作業に伴う個人情報、及び行政事務の機密等の保護が必須の要件となる。そのため、委託業者には通常の大量出力業務に求められる作業の正確性や柔軟な対応に加えて、個人情報や機密情報の取り扱いに関する高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。株式会社アイネスについては、上記の条件を満たすとともに、平成２３年度に導入した児童手当システムの開発元であるため、システム運用・環境等を熟知しており、個人情報・機密情報の保護を徹底した上での正確な業務履行を求めるあたり、最も適当な業者であるといえる。従って、本事業については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、及び松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると認めるものである。